

病院・薬局薬剤師の採用力向上セミナー実施業務仕様書

1 概要

本仕様書は「病院・薬局薬剤師の採用力向上セミナー実施業務（以下「業務」という。）」に関し、必要な仕様を定めるものとする。

2 本業務の目的

本業務は、県内病院・薬局の経営者、管理者、薬学生の採用担当者等に対し、薬学生採用の現状、各病院・薬局の魅力の効果的な発信方法、薬学生にとって魅力的なキャリアパスやスキルアップ制度等に関するセミナーを実施することにより、県内各病院・薬局の採用力の向上を図り、薬学生の県内就職を促進する。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4 本業務の内容

（１）セミナーの企画・構成

- 企画提案事項とする。ただし、テーマ及び講師の選定は、①～③に沿ったものとする。
- ① セミナーの内容に、以下の内容を含めること
 - 薬学生の就職活動の最近の動向及び就職先を選ぶポイント
 - 各病院・薬局の魅力の掘り起こしや発信
 - 薬学生にとって魅力的なキャリアパスやスキルアップ制度の構築
- ② 特に、一般的な就職活動に係る内容だけでなく、薬学生の就職活動に特化した内容を含めること。
- ③ 中小規模の病院・薬局においても実践しやすい具体的な内容を盛り込むこと。
- 開催日等については以下を想定しているが、詳細については、契約後、委託者と協議した上で正式決定とすること。
 - 開催日：複数回（2回以上）
 - 開催時間：2時間以内／回
 - 参加費：無料

（２）講師等の手配

- セミナーの講師、司会等（以下「講師等」という。）を手配すること。
- 講師等に対する謝礼・旅費等の一才の経費を負担し、支払うこと。

(3) セミナーの周知

- 参加者への周知は、チラシ配布やオンライン等により効果的に実施すること。

(4) 会場・機材の選定・確保

- 企画提案事項とする。なお、Web のみとすることも可。
- 現地会場を設ける場合は、交通の利便性がある会場を選定し、必要な機材を確保すること。

(5) セミナー参加者の受付

- セミナーの開催案内、参加申し込みへの対応を行うこと。
- 現地会場を設ける場合は、当日の参加者の受付を行うこと。

(6) セミナーの参加者向け資料作成

- (1) の企画内容に沿った資料を作成し、参加者に配布すること。

(7) セミナーの実施

- セミナーの円滑な運営のために、進行表をあらかじめ作成すること。
- セミナーの司会進行・運営を行うこと。
- 現地会場を設ける場合、配置図を作成し、会場の設営・撤収を行うこと。

(8) 参加者アンケートの実施・回収・集計・分析

- 参加者に対して、アンケートを実施し、集計・分析を行うこと。
なお、アンケート内容については、あらかじめ委託者の了解を得ておくこと。

5 実施報告

- (1) 本業務を完了したときは、その完了した日から起算して 30 日以内又は令和 8 年 4 月 10 日のいずれか早い日までに次に掲げる成果物を添付した実績報告書を提出すること。
 - ア セミナー参加者のリスト（病院・薬局名、役職、氏名がわかるもの）
 - イ セミナーで使用した資料
 - ウ アンケートの実施結果（集計・分析結果及び元データ）
 - エ その他、セミナーの実施にあたって作成した資料
- (2) 本業務を履行するために作成された成果物（講師が作成したセミナー資料を除く）の著作権は、本業務の検査完了をもって、委託者に帰属するものとする。
- (3) 成果物は、紙媒体 1 部及び電子媒体により提出すること。
- (4) 提出先は、山口県健康福祉部薬務課とする。

6 特記事項

- (1) 契約締結後、速やかに委託者と協議を行い、業務内容について十分な理解を図ること。
- (2) 受託者は、本業務の実施中に本仕様書に疑義を生じた場合及び本仕様書に定めのない

事項が判明した場合は、速やかに委託者と協議し、双方合意の上、対応するものとする。

- (3) 本業務を履行するために必要となる一切の経費（受託者の人件費、旅費、通信費、会場使用料、印刷製本費及び契約費用）は、本業務の委託金額に含まれるものとする。
- (4) 個人情報の収集や利用、管理については、県と同様の個人情報に係る安全管理措置を講じる必要があり、また、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）の趣旨を踏まえてこれを遵守すること。

7 その他

本業務の委託契約の仕様（契約書に添付する仕様書をいう。）は、企画提案の内容を踏まえ、委託者と受託者とで協議を行い、別に作成する。